

平成27年10月16日

第70回全国株懇連合会定時会員総会第1分科会審議事項

株式実務をめぐる諸問題

全国株懇連合会

「株式実務をめぐる諸問題」

目 次

はじめに（提案の趣旨）	4
I. 最新の状況に関する対応	6
1. コーポレートガバナンス・コード	6
(1) 概要	6
(2) 招集通知の早期発送とウェブ掲載	8
(3) 実質株主による総会出席への対応	15
(4) 任意の仕組みの活用等	29
(5) 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	33
2. 日本版スチュワードシップ・コード	38
(1) 概要	38
(2) 実務対応上の留意点	39
(3) 要望事項	40
3. 株主総会のあり方検討分科会関連	41
(1) 背景	41
(2) 基準日の考え方	41
(3) 株主提案権	43
(4) 今後の検討課題	46
II. 改正会社法に係る実務対応	48
1. 社外役員に関する調査票	48
(1) 作成上的一般的留意事項	48
(2) 会社法改正に伴う追加照会事項	50
(3) 事業報告における調査票例	52
(4) 株主総会参考書類における調査票例	54
2. ウェブ開示事項の追加・拡充に関する対応	56
(1) 拡充の背景	56
(2) 検討事項	60
(3) 実務対応	63

3. 売買単位の括り直しと株式併合	6 6
(1) 売買単位の括り直し	6 6
(2) 株式併合について	7 2
4. 監査等委員会設置会社への移行実務	8 0
(1) 株主総会参考書類記載例	8 0
(2) 事業報告記載例	9 3

【法令等略称】

会社法：会社法

金融商品取引法：金商法

投資信託及び投資法人に関する法律：投信法

社債、株式等の振替に関する法律：振替法

会社法施行規則：施行規則

会社計算規則：計算規則

企業内容等の開示に関する内閣府令：開示府令

東京証券取引所 有価証券上場規程：上場規程

東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則：上場規程施行規則

はじめに（提案の趣旨）

実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則をとりまとめた「コーポレートガバナンス・コード」は、独立社外取締役の複数確保だけではなく、株主総会における株主への情報提供や会社の情報開示のあり方などについても規定されており、株主総会に影響を及ぼす事項が多々存在している。中でも、基本原則1では「株主の権利・平等性の確保」として、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利確保のための環境整備が規定され、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報提供、招集通知の早期発送などの期間の確保や株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定などについて対応すべき基本的な考え方が示されている。コーポレートガバナンス・コードの内容は多岐にわたっており、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されていることから、機械的な評価や「ひな型」的な説明に走ることなく、検討にあたっても真摯な取り組みが期待されている。昨年公表された「日本版スチュワードシップ・コード」においても、平成27年6月11日現在191の機関投資家等が受け入れを表明しており、コーポレートガバナンス・コードと、機関投資家が受託者責任を果たすための原則であるスチュワードシップ・コードがまさに車の両輪として機能するに際して、株式実務の観点からも対応すべき事項についての整理が必要と考えられる。また、経済産業省を事務局として立ち上げられた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」では、企業と投資家の対話促進のための株主総会のあり方について検討が進められ、開催日程や対話の手段としての株主提案についても議論され、その内容が報告書として取りまとめられた。

加えて改正会社法が本年5月に施行されたことに伴い、社外取締役・社外監査役に関する要件の見直し、監査等委員会設置会社の移行対応のほか、法務省令の改正により、事業報告・株主総会参考書類といった株主総会関係書類への実務対応も喫緊の課題となっている。特に法務省令の改正によって、ウェブ開示事項が拡大したことなども、総会実務への注目点として、今後の取扱いへの関心が高いものと思われる。そのほか、証券取引所関係では平成26年4月に100株と1,000株の2種類の売買単位への集約が終了し、すでに100株への統一の移行期間が開始しているため、円滑な移行を促進するため株式併合と併せた投資単位の括り直しの留意点についても、実務上の関心は高いものと思われる。また、平成27年6月30日に「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」が閣議決定され、「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化として、コーポレートガバナンス・コードの普及・定着、会社法解釈指針の作成や持続的成長に向けた企業と投資家の

対話促進として統合的開示に向けた検討、株主総会のプロセスの見直し等が定められている。

このように、コーポレートガバナンス・コード関連での対応事項や改正会社法の施行にあたって対応すべき事項等について、関心の内容が多岐にわたることから、株式実務に関する種々の項目について、実務上の留意点と対応方法などを取りまとめ、株式実務担当者の便宜に供することとしたものである。